

おわりに

「豊平川安全利用検討会」は、依然として後をたたない豊平川の水難事故に対して、それを回避または軽減するために河川管理者として出来る取り組みについて検討し、水難事故の発生を回避または軽減するための改善策の検討を行うものとして、平成19年10月に設立された。設立から平成21年3月まで6回にわたる検討会を重ね、本取組方針をまとめたものである。

今後、本取組方針に基づき対策を進めていくことが望まれるが、地域と河川との関係が希薄になっているなかで、豊平川を利用する多くの人々に安全な利用を啓発するには時間を要するものもある。このため、河川管理者が主体となり、実現が容易なものから着実に取り組みを進め、あらゆる機会を通じて、関係機関や地域との連携強化を図り、継続的な取り組みとなるよう推進していくことが必要である。また、実施内容・方法が適切かフォローアップを行うとともに、啓発活動がどの程度浸透したか等を把握し、施策の効果を検証し、定期的に見直しを行うことも必要である。

ハード面にかかわる改善策についても、重要度や危険度を考慮しながら、実現が可能なものから段階的に施工し、その効果を検証し、より効果的な改善を講じることが望ましい。